

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 (第8回)

日時：平成21年6月1日（月）9：30～12：00

場所：横浜市健康福祉総合センター 8階大会議室 AB

■次 第■

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 平成21年度の事業及び日程
 - ア 全体スケジュール
 - イ 次期横浜市地域福祉活動計画の策定について
 - (2) 平成21年の策定・推進委員会の進め方
 - ア 委員会の日程と進め方
 - イ 情報共有のルールづくり検討（仮称）
 - (3) 概要版・リーフレット
 - (4) 各区計画の策定・推進状況の報告
 - (5) 第2期市計画の評価指標
- 4 その他

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：平成20年4月1日～平成22年3月31日】

(五十音順 敬称略)

	委員名	所 属	備 考
1	厚坂 幸子	ともいくクラブ代表	
2	網屋 正子	市民公募委員	
3	有賀 美代	(福) 横浜市戸塚区社会福祉協議会会長	
4	井上 和子	緑区保健活動推進員会会長	
5	内田 清	横浜市若葉台地域ケアプラザ所長	H21. 5. 22から
6	大木 幸子	杏林大学保健学部教授	
7	大村 直行	横浜市民生委員児童委員協議会理事	
8	渋谷 初代	市民公募委員	
9	玉城 嘉和	(社) 横浜市医師会常任理事	
10	丹 直秀	(財) さわやか福祉財団理事	
11	長尾 孝治	横浜市緑区精神障害者生活支援センター施設長	
12	長倉 真寿美	大正大学人間学部准教授	
13	名和田 是彦	法政大学法学部教授	副委員長
14	服部 一弘	市民公募委員	
15	浜田 俊一	鶴見区介護者の会 おりづる会 世話人代表	
16	濱見 米子	横浜市食生活等改善推進員協議会会長	H21. 5. 22から
17	平井 晃	(社) 横浜市身体障害者団体連合会理事長	
18	松本 和子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま理事	
19	森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部教授	委員長
20	山田 美智子	よこはま一人子育てフォーラム	
21	山根 誠	特定非営利活動法人 親がめ代表	
22	横松 進一郎	(福) 横浜市社会福祉協議会常務理事	

(H. 21. 6. 1)

事務局名簿

所属		氏名
横浜市健康福祉局	地域福祉保健部長	山本 一郎
	福祉保健課長	藤沼 純一郎
	福祉保健課担当係長	椎葉 桂子
	福祉保健課担当係長	須山 次郎
	福祉保健課 担当	金子 順子
	福祉保健課 担当	矢島 陽子
	福祉保健課 担当	山根 明子
	福祉保健課 担当	佐藤 雄亮
横浜市社会福祉協議会	事務局長	中村 香織
	経営企画部長	山田 雅夫
	地域活動部長	富井 亨
	企画・IT等担当課長	池田 誠司
	区社協機能強化担当課長	小池 伊左雄
	経営企画部 担当	助廣 一則
	経営企画部 担当	北山 幸
	地域福祉課 担当	米本 美穂

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域福祉保健計画に関する動き	区地域福祉保健計画	21年度策定区7区	地区別懇談会、振り返り、データ分析、素案策定等												
	区地域福祉活動計画(区社協)	22年度策定区11区	第1期計画推進			第2期計画策定準備(振り返り、地区別懇談会、地区別データ収集等)									
	市地域福祉活動計画(市社協)						素案策定	市民意見募集			計画完成				
	市地域福祉保健計画	4/16 厚生労働省への報告	計画本冊子発行	概要版・リーフレット発行											
	国(厚生労働省)	地域福祉推進市町村の選定													
策定・推進委員会					委員会①			委員会②			公募委員募集			委員会③	
情報共有のルールづくり検討(仮称)			調査	状況把握・課題の整理・関係部署調整(～7月)			情報共有のルールづくり検討(仮称)				中間まとめ				
市・市社協の実施事項															
計画の普及・啓発			本冊子コピー版・策定指針の配布	本冊子製本版の発行・配布	庁内向け推進ニュース発行①	広報よこはま(市版)7月号に掲載	ホームページの改訂	庁内向け推進ニュース発行②		ライブデザインフェア 10/24～11/1	庁内向け推進ニュース発行③			庁内向け推進ニュース発行④	
区計画推進のための取組				区への出前研修の実施(～3月)	区・区社協計画一体的策定のための各区との意見交換	各区意見交換実施結果まとめ									
推進の柱1における取組	各区・地区別計画の状況の把握					各地区の取組事例等の収集と分析(～10月)					横浜の地域福祉保健取組事例50選の選定	取組事例50選のPR			
	災害時要援護者避難支援事業					各地区のモデル事業の収集と分析					取組事例				
推進の柱2における取組	瀬谷区支えあい家族支援モデル事業				庁内プロジェクトチーム発足	モデル事業(～3月)					モデル事業の検証				
推進の柱3における取組	市レベルのNPO・ボランティア支援機関による協議					関係機関検討プロジェクト発足	検討								
	地域福祉コーディネーター養成研修などの人材育成		区域研修(～12月)	コーディネーター養成研修										コーディネーター養成研修振り返り	

資料2

2	地域福祉保健計画 推進事業等		<p>事業内容 地域社会全体で福祉・保健などの生活課題に取り組み、 支えあう仕組みづくりを進めます。</p> <p>1 区計画の推進 13,724千円 (1) 区計画策定支援〈新規〉 平成22年度に第2期計画がスタートする7区について、計画策定経費の一部を支援します。</p> <p>(2) 地域福祉コーディネーターの養成 公的機関等のコーディネーターを養成します。</p> <p>(3) 瀬谷区支えあい家族支援モデル事業【区】〈新規〉 生活困難な子育て家庭に「アシスタント(仮称)」を派遣し、相談等に対応するとともに、地域での支援体制について検討します。(こども青少年局と共管)</p> <p>2 市計画の推進 5,894千円 第2期市計画(平成21～25年度)を市民に広く周知するため、冊子やリーフレットを発行します。また、計画の推進策について検討するため、第2期市計画推進委員会を開催します。</p> <p>3 区福祉保健センター職員の人材育成 3,131千円 区福祉保健センター職員研修、区への人材育成アドバイザーリースタッフの派遣を行います。</p> <p>4 災害時要援護者避難支援事業 20,524千円 区と連携し、高齢者や障害者などの災害時要援護者対策の取組等を実施します。</p>
本 年 度		千円 43,273	
前 年 度		35,175	
差 引		8,098	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	2,262	
	諸収入	15	
	市 費	40,996	

3	権利擁護事業		<p>事業内容 判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行います。</p> <p>1 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身体障害者等</p> <p>2 業務内容 (1) 横浜生活あんしんセンター運営事業 179,528千円 相談調整(一般相談・専門相談)、定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任、任意後見契約、広報・啓発、研修(実施主体は市社協・区社協)</p> <p>(2) 成年後見制度利用促進事業 2,376千円 ア 地域包括支援センター、福祉保健センター、区社協あんしんセンター合同での事例検討会の実施 イ 市民向け啓発セミナーや研修の開催</p>
本 年 度		千円 181,904	
前 年 度		183,063	
差 引		△ 1,159	
本年度の 財源内訳	国	75,294	
	県	—	
		—	
	市 費	106,610	

次期横浜市地域福祉活動計画の策定について

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作りだす」という活動理念のもとに策定しました横浜市社会福祉協議会総合計画（2005-2009）は今年度5年目を迎えました。

この計画では「当事者の地域生活支援」「福祉コミュニティの醸成」「市民との協働・福祉人材の育成」を柱とし、各関係機関と協働しながら計画の実現へ向けた事業・取組を進めていますが、この間の社会情勢の変化などを踏まえ、横浜市地域福祉保健計画との整合性を図りながら、現行の総合計画を見直し、次期計画を策定しています。

1 計画策定の考え方

当会の総合計画・よこはま福祉近未来図は、

- ① 横浜市地域福祉活動計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）
 - ② 横浜市地域福祉計画（計画期間：平成21年度～平成25年度）
 - ③ 協約・経営改善行動計画（市社協発展計画）（計画期間：平成19年度～平成22年度）
- の3つの性格を持っています。

しかし、それぞれの計画は計画期間が異なるため、今回の総合計画の見直しは①横浜市地域福祉活動計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）部分のみとします。

- ②横浜市地域福祉保健計画（計画期間：平成21年度～平成25年度）については、共同事務局として参画し、平成21年度より第2期計画を推進しています。
- ③協約・経営改善行動計画（市社協発展計画）（計画期間：平成19年度～平成22年度）については平成22年度に次期計画を策定する予定です。

今回の横浜市地域福祉活動計画（市社協計画）の策定にあたり、横浜市地域福祉保健計画(行政計画)との整合性を図り、将来（平成26年度時）は、双方の計画を一体的に策定します。

2 計画策定に向けた検討体制について

企画委員会を地域福祉活動計画の策定委員会と位置づけ、また、策定作業部会を組織し、きめ細かな論議・計画骨子作成を進めています。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 理事会・評議員会 | 計画の承認 |
| (2) 企画委員会 | 策定・推進委員会 |
| (3) 策定作業部会 | 柱の確定・素案の作成 等 |
| (4) 市社協幹事会 | 策定作業の進行管理 等 |
| (5) 市社協課長級会議 | 市社協事業計画案の策定 |
| (6) 市社協職員 | 意見収集 |
| (7) 市社協各部会 | 意見収集 |

3 横浜市地域福祉活動計画 策定作業部会について

次期地域福祉活動計画（現総合計画）の策定に向け、策定作業部会を組織し現状の課題の整理、テーマ別の検討を進めています。検討にあたりましては、総合計画の振り返りと評価や地域の現況等を踏まえ、進めています。

(1) 策定作業部会委員について

策定作業部会は企画委員、学識、各部会の代表、当事者の代表から構成されています。（★＝部会長）

NO	氏名	所属等	NO	氏名	所属等
1	小野敏明★	企画委員	8	井上禮子	福祉ボランティア・市民活動部会
2	加山弾	東洋大学講師	9	渋谷治巳	障害者支援センター運営委員会
3	栗林正彦	高齢福祉部会	10	大井要子	介護を考えるぶどうの会
4	柿原建男	保育福祉部会	11	原美紀	よこはま一人子育てフォーラム
5	伊達直利	児童福祉部会	12	山野上啓子	市民セクターよこはま
6	八島敏昭	障害者団体部会	13	須山次郎	健康福祉局 福祉保健課
7	有賀美代	区社協部会			

(2) 策定作業部会の検討内容について（平成21年4月末現在）

回	議 題
第1回 (20.12)	(1) 部会長の選出について (2) 次期地域福祉活動計画の策定について ①次期計画策定の考え方 ②総合計画におけるこれまでの取り組み状況 ③地域の状況について ④横浜市地域福祉保健計画の概要について (3) 横浜市地域福祉活動計画の推進の柱について
第2回 (21.1)	(1) 第1回策定作業部会の振り返りについて (2) 各種アンケート・ヒアリングの集計結果について (3) 検討テーマについて（テーマの確認と各分野における課題の整理） 各団体、施設の「地域との連携」について
第3回 (21.2)	(1) テーマ別検討 《地域》 ①各団体・施設が地域に期待する役割について ②各団体・施設が地域において担いようする役割について ③災害時要援護者支援について (2) テーマ別検討 《体制》 ①ニーズ把握について ②ニーズを埋没させない工夫について ③地域で把握した個別ニーズを地域課題として共有するには
第4回 (21.3)	(1) テーマ別検討 《人》 ①地域活動や福祉活動に関わりの無い住民に対するアプローチについて ②「広義の（地域）福祉」の捉え方と「参加」の考え方について ③福祉人材不足へのアプローチ方法について (2) テーマ別検討 《情報》 ①情報の相互発信 及び 情報格差について ②媒体の多様化について③（地域）福祉の見せ方について (3) 計画の構成について
第5回 (21.4)	(1) これまでの検討や基礎資料から見える課題と計画の柱について (2) 計画の骨子（案）について

(3) 今後のスケジュールについて（予定）

平成21年 5月	骨子案完成
平成21年 8月	計画素案完成
平成21年9～10月	市民意見募集
平成21年12月	計画完成予定

4 柱案について

次期計画推進の柱について、次のように案をまとめています。

※表現は未確定です。

1) 「つながり」を大切にする地域をつくる《地域・情報》

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①地域でつながりをつくる | 【地域交流と地区社協機能の充実等】 |
| ②理解を広げる、理解を深める | 【福祉啓発の充実、施設・団体と地域の連携】 |
| ③誰もが集える、くつろげる場づくり | 【居場所づくり】 |
| ④地域を知る、地域を活かす | 【地区別計画、地区分析】 |

2) 情報が、支援が届くしくみをつくる《体制・情報》

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ①みんなに届くしくみをつくる | 【ニーズの把握と充足】 |
| ②つながる！広がる！ネットワークづくり | 【枠組みだけではない、住民の主体的なネットワーク】 |
| ③支え、支えあう地域づくり | 【役割をもつ、一方的な関係の打破】 |
| ④自分らしく、地域で暮らす | 【自立支援・権利擁護と分野別の取り組み】 |

3) 一人ひとりの参加で地域活動の輪を広げる《人・情報》

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ①「誰もが参加できる」地域をつくる | 【一般市民の巻き込み、参加の間口】 |
| ②福祉活動を「地域のちから」でパワーアップ | 【市民活動の充実・協働のしくみ】 |
| ③人を育てる、地域で育てる | 【地域人材（キーパーソン）育成】 |
| ④見せる福祉、見られる福祉 | 【福祉のイメージアップ】 |

横浜市地域福祉活動計画に関わるアンケート 報告

次期計画の策定にあたり、検討の基礎資料とするためヒアリング・各種アンケートを実施しました。アンケートの傾向、主な内容は次のとおりです。

1 部会（市社協会員）ヒアリング（7部会）

- ①「年間2－3回の部会では継続的、自発的な活動が難しい」、「ヒアリング等を通じて会員の声を継続的に聞いてもらう形をとってほしい」との声も聞かれました。部会の役割として本来果たすべき機能の再構築が急がれます。
- ②区社協との関係性については、「何を行っているか分からない」との意見がある一方で「設立当初から区社協が関わっている」「区社協は忙しすぎるので人員補強はないのか」といった意見も挙がっています。

2 地区社協アンケート（166地区社協／251地区）※他に無記名39地区

- ①課題として「活動者の固定化」「住民への認知度の低さ」を挙げる地区社協が多く、活動者の確保・世代交代等に苦慮しているという結果が見えてきました。
- ②区社協とは「良好な関係（協働者・相談相手）」を築いているという意見がある一方で、「地域に出てこない遠い存在」という厳しい意見も見受けられました。
- ③地域拠点（地区社協事務所）をおくことで活動を拡充したいという意見もありました。

3 区社協アンケート（18区社協）

- ①区社協において日々の業務で総合計画を意識しているのは4割弱という結果となりました。業務を行う上では区の地域福祉保健計画との整合性を意識する傾向となっています。
- ②多数の回答から最も身近な地域福祉の推進役としての「地区社協」を支援していく、という方向性の確認ができました。
- ③「地域ケアプラザとの連携」の重要性も挙がっています。従来の事業型連携から日常的な連携へ考え方が変化しています。
- ④区社協の役割として「分野（テーマ型）と地域を結びつける」を挙げている区があります。既存のネットワークに加え、新たな“つながり”を構築することが求められています。

4 各課・施設アンケート（市社協11課 CP16施設、老福・地区センター）

- ①日々の業務で総合計画を意識しているのは6割弱という結果となりました。年次計画作成時期や振り返り時期に確認することになってはいますが職員により意識の違いが明確となりました。
- ②数値目標については「数値にとらわれすぎて内容、質がおろそかになる」等の指摘がされています。数値目標に馴染まない項目について評価のしくみづくりが求められています。
- ③地域福祉推進における役割として、「個別ニーズから支援方策を見出し、システム化していくこと」を挙げている部署がありました。社協の役割を「地域における組織化」とする従来の考え方から一歩踏み出した形での提案がなされています。

5 職員アンケート（157名/415名）

- ①回答率が37.8%と低く、計画に参加しているという意識の低さが見受けられました。
- ②回答者においても計画の内容についての設問で約10%が「分からない」と回答しています。
- ③拡充すべき事業では「地区社協支援」「ボランティアコーディネート」等、見直すべき事業では「団体事務」「生活福祉資金」等が挙げられています。

委員会の日程と進め方（案）

1 第1回目

平成21年6月1日（月）

- ・ 地域福祉保健計画関連スケジュール（21年度の取組について）
- ・ 情報共有のルールづくり検討（仮称）について
内容の意見交換、メンバーについて
- ・ 概要版・リーフレットの最終確認
- ・ 次期横浜市地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の策定計画について

2 第2回目

平成21年9月頃

- ・ 第2期市計画の評価指標について
- ・ 区の計画策定状況報告（平成22年度から第2期計画に入る7区の状況を中心に）
- ・ 情報共有のルールづくり検討（仮称）の状況報告
- ・ 横浜市地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の策定状況の経過報告
- ・ 委員の任期終了に伴う委員改選について

3 第3回目

平成22年3月頃

- ・ 第2期区計画策定・推進状況の報告
- ・ 情報共有のルールづくり検討（仮称）の中間まとめ報告
- ・ 横浜市地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の策定報告
- ・ 市計画の振り返りと次年度に向けた取組

1 情報共有のルールづくりに取り組む根拠

市計画「推進の柱2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」において、個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくりについて記述されています。

市として、平成22年度までに、関係者間での情報の共有化に関する考え方を整理・検討し、個人情報保護制度と両立する地域の情報共有の手法や、個人情報の適正な取扱いの指針づくりに取り組むこととしています。

2 情報共有のあり方に関するこれまでの議論

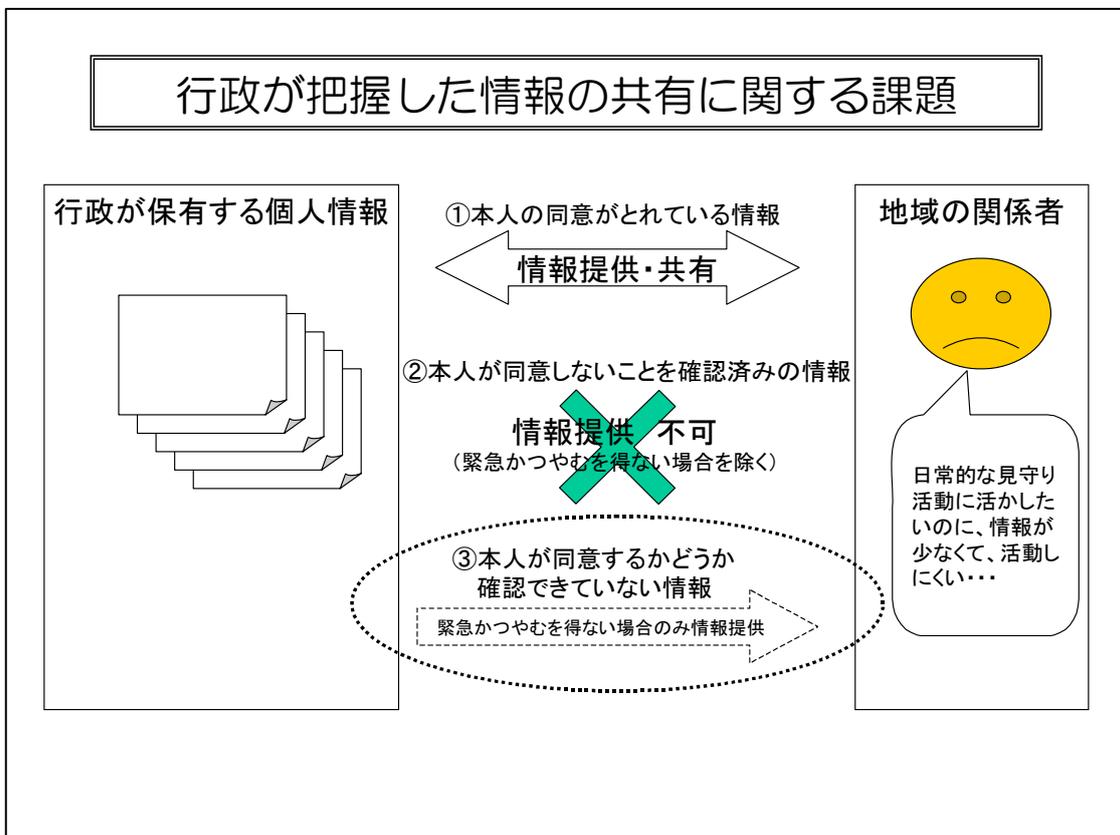
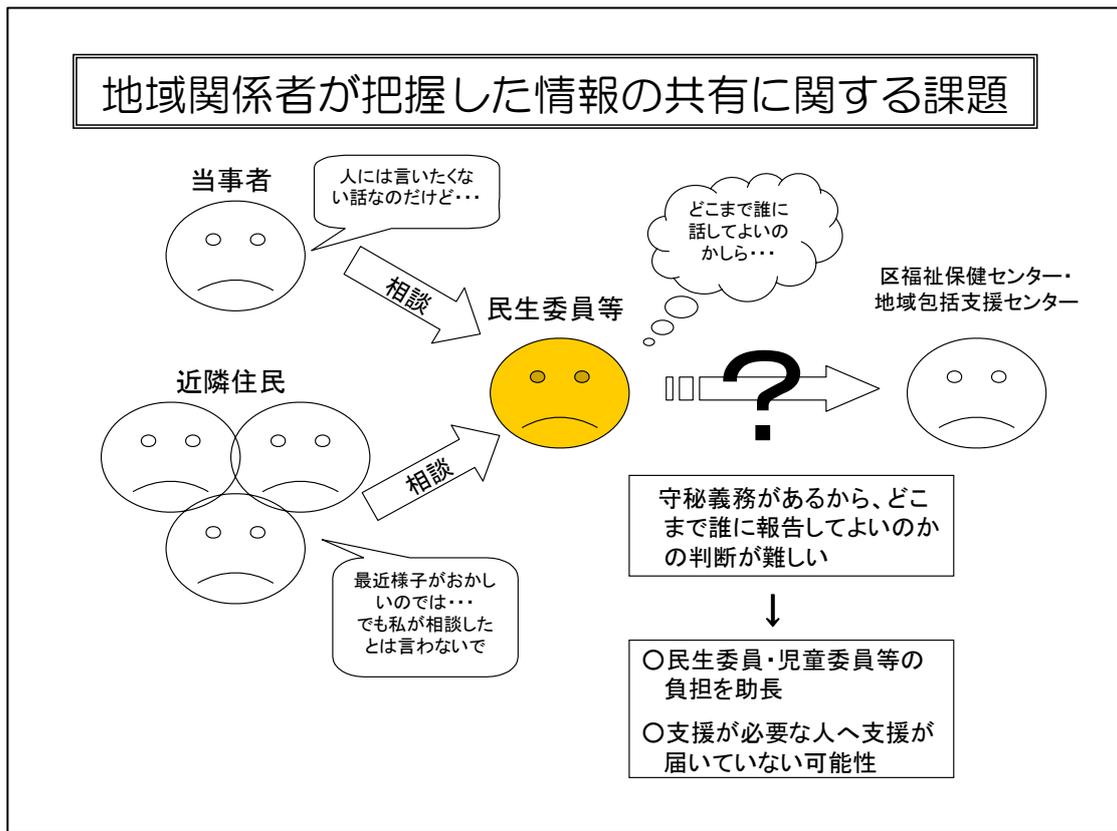
<民生委員・児童委員等の地域関係者の視点>

- 一律に本人が同意した場合しか、行政と地域の支援者間で個人情報を共有できない仕組みになっているのは、必要な人に必要な支援が届かないのではないかと。
- かつては、敬老の祝い金や寝たきり高齢者を抱える家庭に対する援護金等の制度があり、民生委員・児童委員等が情報を得やすい状況にあったが、現在は、見守りの必要な人がどこに住んでいるのか把握しづらい状況になっているのではないかと。
- 災害時の避難支援が必要な人について、同意方式（行政等が本人に直接働きかけて、必要な情報を収集する方式）又は手上げ方式（広報・周知した後、自ら希望した人から情報を収集する方式）によりリストを作成し、地域における平常時からの顔の見える関係づくりを目指しているが、十分とは言えないのではないかと。
- 一部の自治体で、平常時から、要支援者のリストを行政が地域の支援者へ提供しているのだから、もう一步踏み込んだ対応ができるのではないかと。
- 民生委員・児童委員等は、個人情報保護や守秘義務があるので、対応が困難な人の情報を得ても、見守りや支えあいのネットワークを広げることはできていないのではないかと。
- 一方では、見守りや支えあいのネットワークの担い手が不足しているので、情報共有を進めると同時に、担い手の育成も必要ではないかと。

<要支援者等の当事者の視点>

- 個人情報は地域の人に流さないでほしいという人はいる。
- 個人情報保護は重要ではあるが、本人の利益を妨げてまで重視すべきことではないのではないかと。
- 一律に本人同意がなければ情報提供できないという姿勢では、自ら支援を求められない人や、同意の有無を主張できない状態にある人に、支援が届かないのではないかと。
- 地域と関わりたくないと思って生活している人が要介護状態になった時の対応は、別途、検討する必要があるのではないかと。

3 地域福祉保健活動の推進と情報共有のあり方に関する課題の論点



4 情報共有のルールづくりに向けて

事務局において、次に掲げる事項について取り組むことから、情報共有のルールづくりの具体的なイメージの検討（法令・条例を遵守する中で検討可能な課題の抽出、検討の方法、検討メンバー、成果物の想定等）に着手します。

次回以降の当委員会で進ちょく状況を報告していきます。

- 個人情報保護に関する法令・条例における個人情報の利用及び提供の制限に関する規定や、地方公務員や国家資格の専門職に課せられている守秘義務の整理
- 市各部署における、行政と地域関係者の情報共有が必要な事業の推進における課題の把握
- 区福祉保健センター、地域包括支援センター等における、個人情報の把握、提供、共有における課題の把握
- 民生委員・児童委員等の地域関係者から見た情報共有の課題の把握

参考

<参考① 「第2期横浜市地域福祉保健計画」37頁より抜粋>

推進の柱2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

1 サービスの適切な利用の促進

(2) 個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくり

【これまでの取組と課題】

- 災害時なども含め、日頃から支援が必要な人への取組を推進するためには、行政と民生委員・児童委員、自治会町内会の役員、ボランティア、当事者団体等の関係者との間で対象となる人に関する情報を把握し、あらかじめ共有しておくことが大切です。
- 福祉に関する情報のうち、個人情報の取扱いには配慮が必要ですが、守秘義務や個人情報の保護だけを強調しすぎると、個人を支援する活動にボランティアや住民が参加しにくくなります。本来、個人情報は本人のメリットになるよう活用されるべきものとされており、正しい理解が必要です。
- 福祉保健の支援活動は、個人のプライバシーに関わる情報、例えば、福祉ニーズや暮らしの困りごとなどを明らかにしてもらえなければ、援助を開始できないという問題があります。

【これからの取組】

- 関係者間での情報の共有化に関する考え方を整理・検討し、個人情報保護制度と両立する地域の情報共有の手法や、個人情報の適正な取扱いの指針づくりに取り組みます。
例：災害時要援護者避難支援事業や個別支援・ネットワーク会議開催時における公的機関と地域の情報共有のルールについて市がガイドラインを作成
- 個人情報の取扱いについての住民や民生委員・児童委員などの関係者、担当職員向けの研修や啓発を行います。

<参考② 横浜市の個人情報保護に関する条例（抄）>

（利用及び提供の制限）

第 10 条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 法令等の定めがあるとき。
- （2） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （3） 出版、報道等により公にされているとき。
- （4） 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

<参考③ 個人情報の保護に関する法律（抄）>

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第1期各区地域福祉保健計画の策定状況等

資料6

(平成21年5月29日)

		鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
第1期区計画 計画期間	17~21年度	○	○	○		○								○			○	○	
	18~22年度				○		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
第1期区計画 地区別計画の有無		あり			あり	あり		あり	あり	あり	あり	あり			あり			あり	あり
第1期区計画 地区別計画の単位		地区連合 町内会			地区連合 町内会及 び寿地区	地区社会 福祉協議 会		おおむね 地区連合 町内会	地域ケア プラザエリ ア・地区連 合町内会	地区連合 町内会	地区連合 町内会	地区連合 町内会			地区連合 町内会			地区連合 町内会	地区連合 町内会
第1期区計画 地区別計画の地区数		18			13	16		19	15	10	14	13			13			12	12
区地域福祉活動計画 (区社協)との関連		別計画	別計画	別計画	一体的に 策定	一体的に 策定	別計画	別計画	別計画	一体的に 策定	別計画	別計画	一体的に 策定	別計画	一体的に 策定	一体的に 策定	別計画	別計画	別計画
地区別支援チームの有無		あり		あり	あり		あり	あり				あり	あり				あり	あり	あり
地域における活動支援制度 及び公募型(提案型)協働事 業の有無「20年7月現在」		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
局 モデル 事業	災害時要援護者避難支援 事業(モデル事業開始年)	H20	H21	H21	H19	H20	H19	H20	H19	H19	H21	H19	H20	H20	H20	H19	H19	H21	H19
	地域見守りネットワーク 構築支援事業							○	○						○	○	○		○
	身近な地域・元気づくり モデル事業	○	○		○		○	○	○	○						○	○	○	
	区域研修実施年	H19		H20	H21		H19	H19		H20	H21	H18	H21	H21	H21	H20	H18	H20	H19

※21年度策定区7区(鶴見・神奈川・西・南・青葉・栄・泉)

